

新石川調理場整備運営事業 第2回募集要項に関する質問に対する回答

【第2回募集要項に関する質問書回答】

(令和5年7月24日公表)

| No | 書類名 | 頁 | 第 1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|---------------------------|----|-----|---|-----|---|-----|---|--------------------------------|---|---|
| 1 | 募集要項 (6/9回答書 No.13) | 30 | 別紙3 | 1 | (1) | — | — | — | サービス対価の支払い方法 (サービス対価Bの基準金利) | 回答に「TONAベース10年ものでの対応とします」とあります。維持管理運営期間は15年です。最初の10年が終わったあとの基準金利は何を参照にしますか。 | 本事業においては、10年ものをもって、15年間の基準金利とする想定です。それを踏まえたスプレッドをご提案ください。 |

新石川調理場整備運営事業 第2回要求水準書に関する質問に対する回答

【第2回要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年7月24日公表)

| No | 書類名 | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|-------|----|----|---|-----|---|-----|---|-------------|--|---|
| 1 | 要求水準書 | 8 | 第1 | 7 | (4) | イ | — | — | 献立方式 | 『週一回程度、本施設において郷土料理のジュシー等の炊き込みご飯や、麺料理、揚げパン等の調理、配送を行う。』とありますが、揚げパンに使用するパンの大きさ(長さ)をご教示ください。 | 使用するパンについては、小学校45g～55g、中学校65gとなります。長さに関しては、パンの種類により異なります。 容器につきましては、委託業者から調理場へ納品された容器を使用し、配送は事業者、回収は委託業者となります。 |
| 2 | 要求水準書 | 10 | 第2 | 1 | — | — | — | — | 敷地条件等 | 公共上下水道敷設について、「市道石川44号線の上水道本管(φ100)からの引き込みを想定すること。市道石川70号線の拡幅工事により変更の可能性もあり、施設への引込方法等については、市への確認、調整を行うこと。」とありますが、本事由および上下水道布設工事によって工期延長となる場合のリスクは市負担と考えてよろしいでしょうか。 | リスク負担については、ご理解のとおりです。 ただし、市道44号線からの上水道の引き込みについては、市道70号線拡幅工事に併せて市が整備することに変更いたします。 引き込み管の整備延長は約50mを予定しています。 |
| 3 | 要求水準書 | 11 | 第2 | 1 | — | — | — | — | 敷地条件等 | 「現時点で、地歴上の問題はないとの認識・・・土壌汚染法の手続きは事業者にて行うこと。」とありますが土壌汚染届出時に特定有害物質に汚染されたおそれがあると認められた場合、地歴調査、表層土壌調査等の費用はうるま市が負担するという点で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 4 | 要求水準書 | 12 | 第2 | 2 | (1) | エ | (エ) | — | アレルギー対応食の調理 | 「(カ)アレルギー対応用食器の洗浄は、通常食とは別の専用レーンで行う」とありますが、「(ウ)アレルギー対応食は、(中略)専用容器から通常食用の食器に移し替えて喫食する」とあり、「アレルギー対応用食器」自体が不要と考えられるため、洗浄に関しては、「アレルギー対応用専用容器は専用レーンで洗浄する」との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 5 | 要求水準書 | 13 | 第2 | 3 | (1) | ウ | — | — | 造成計画 | 雨水処理についてお尋ねします。降雨により当該施設から排水される雨水の流末は市道70号線の既設雨水側溝に導き処理することよろしいでしょうか。 | 市道70号線拡幅工事において、事業用地側に側溝を整備する予定です。 事業地の雨水については、当該側溝へ処理する計画としてください。 |
| 6 | 要求水準書 | 13 | 第2 | 3 | (1) | — | — | — | 造成計画 | 要求水準書には、電柱と伐採・伐根について事業者負担が書かれています。それに関連してお聞きしますが、当該事業予定地と市道70号線の接点に設置されている貯水タンク(約2m程度の直方体)の撤去処分費用は事業費に含まれるでしょうか。 また、敷地内にはブラウン管テレビなどの廃棄物も散見されますが、これらの撤去、処分費用も事業者負担でしょうか。 | ご質問の工作物(貯水タンク)については、市において撤去する予定です。 その他の廃棄物については、事業者において処分をお願いいたします。 |
| 7 | 要求水準書 | 15 | 第2 | 4 | (2) | イ | — | — | 諸室の構成 | 募集要項に関する質問に対する回答令和5年6月9日公表No.21「市で前面道路に消火栓を設置する・・・」とあります。前面道路のどの位置になりますでしょうか。具体的な位置をご教授下さい。 | 事業者による提案の位置(出入口など)により、消火栓の設置位置は協議となります。 |

新石川調理場整備運営事業 第2回要求水準書に関する質問に対する回答

【第2回要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年7月24日公表)

| No | 書類名 | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|-------|----|----|---|-----|---|-----|---|-----------|---|---|
| 8 | 要求水準書 | 15 | 第2 | 4 | (2) | イ | － | － | 諸室の構成 | 付帯施設のごみ庫とは外構範囲の清掃用具入れ、ごみ置き場等も含むと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。なお、給食エリア：汚染作業区域の廃棄庫等で用途を満たす場合は不要とする提案も可とします。 なお、要求水準書p.83 第9の6(2)アの(イ)～(エ)の廃棄物については、事業者において本施設より搬出し処分を行ってください。その際、回収業者は市の許可業者としてください。 |
| 9 | 要求水準書 | 17 | 第2 | 4 | (2) | ウ | (ア) | g | 下処理室 | 甲殻類・軟体類の解凍は肉魚類仕分け室としても良いのでしょうか。 | 認めます。 |
| 10 | 要求水準書 | 17 | 第2 | 4 | (2) | ウ | (ア) | g | 下処理室 | 冷凍エビなどの扱いについて、「(b)肉魚類下処理室は、(中略)甲殻類・軟体類については、食材の解凍を行う。」、「(c)肉・魚類仕分け室は、(中略)冷凍エビ・イカの解凍」とありますが、ここでいう「甲殻類・軟体類」と「冷凍エビ・イカ」は同じものを指していると思われず。その場合、肉魚類下処理室と肉・魚仕分け室のどちらか一方にのみ、甲殻類・軟体類(＝冷凍エビ・イカ)を解凍するシンクがあればよいと思いますが、どちらの室に設置すればよろしいでしょうか？ もしくは「甲殻類・軟体類」と「冷凍エビ・イカ」はそれぞれ別のものを指していて、それぞれ「肉魚類下処理室」「肉・魚類仕分け室」で処理する必要があるのでしょうか？ご教授願います。 | 食材については、ご理解のとおりです。 シンクの設置につきましては、(b)肉魚類下処理室、(c)肉・魚類仕分け室へ必須となります。規格に関しては、事業者提案とします。 なお、要求水準書P17、第1回質問書回答No.30～32をご参照ください。 |
| 11 | 要求水準書 | 17 | 第2 | 4 | (2) | ウ | (ア) | g | 下処理室 | 「(c)肉・魚類仕分け室」に設置するシンクは『①冷凍液卵と冷凍エビ・イカ解凍用②豆腐の水切り用』の2台を設置すればよろしいでしょうか。それとも、『冷凍液卵、冷凍エビ・イカ、豆腐』は同日には使用せず、1台のシンクを共用してこれらの解凍作業や下処理を行ってもよろしいのでしょうか。 | 食材については、同時に使用することを想定ください。また、シンクを共用する場合、洗浄、消毒作業が必須となります。シンクの規格等に関しては、事業者提案となります。 |
| 12 | 要求水準書 | 18 | 第2 | 4 | (2) | イ | (イ) | c | 揚物・焼物・蒸物室 | 要求水準にて、「揚物等調理後に加熱したソース・たれ等で和える献立」と記載ありますが、「資料5_想定する献立表」を確認したところ、タレを掛ける献立は確認されましたが、和える調理工程が入る献立を確認することができませんでした。想定される揚物調理後にたれ等で和える献立名と一人当たりの重量について、提案する釜サイズを検討する為、ご教授いただけますでしょうか。 | 【資料6-1】調理指導書を提供します。 R5.6.1 献立：厚あげのアーサあんかけ 重量：小17.70g 中22.81g R5.6.26 献立：サバのおろしあんかけ 重量：小22.50g 中27.00g |

新石川調理場整備運営事業 第2回要求水準書に関する質問に対する回答

【第2回要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年7月24日公表)

| No | 書類名 | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|-------|----------|----------|--------|------------|--------|------------|--------|-------------------------|---|---|
| 13 | 要求水準書 | 21 24 | 第2 第2 | 4 4 | (2) (5) | ウ ア | (エ) (イ) | i - | 市職員用事務室 駐車場（駐輪場を含む。） | P21に「市職員は6名・・・」、P24に『公用車関係の駐車場として、車いす使用者用1台分を含め、外来者用・公用車用計7台・・・』とあります。車いす使用者用1台分を含め、市職員用・外来者用・公用車用計7台で宜しいでしょうか。 | p.23 (5)ア(ア)については、車いす使用者用1台分を含め、市職員用・外来者用・公用車用計12台へ修正しました。 |
| 14 | 要求水準書 | 32 | 第2 | 6 | (3) | ア | (ア) | b | 冷蔵庫、冷凍庫 | ひじでの開閉は縦型冷蔵庫も冷凍庫も大変難しいため、プレハブ冷蔵庫・冷凍庫のみならず縦型冷蔵庫・冷凍庫も除いていただけないでしょうか？ | 「自閉式、ひじでの開閉が可能である等」を「庫内の温度を適切に保ち、食品の取り出し作業も踏まえ、」に修正します。 なお、要求水準書に関する質問回答書（第1回）のNo. 57の回答についても、同様の回答に修正します。 |
| 15 | 要求水準書 | 43 | 第5 | 2 | (2) | イ | - | g | 不発弾磁気探査報告書 | 募集要項に関する質問に対する回答令和5年6月9日公表No.70「事業用地全域及びインフラ引込み工事等で必要となる探査は事業者が実施します。・・・」とあります。探査費用ですが沖縄県防災危機管理課に確認したところ給食センターは公益施設のため補助対象にならないとのことでした。また、不発弾探査は市町村支援事業交付金の対象になるのではないかとのことでした。市町村支援事業交付金で費用算出の考えはありますでしょうか。その場合費用はうるま市負担となりますでしょうか。 | 交付金の活用を予定しています。なお、交付金活用の有無に関わらず探査業務は事業者が実施し、その費用はサービス対価として市が負担します。 |
| 16 | 要求水準書 | 43 | 第5 | 2 | (2) | イ | - | g | 不発弾磁気探査報告書 | 募集要項に関する質問に対する回答令和5年6月9日公表No.70「事業用地全域及びインフラ引込み工事等で必要となる探査は事業者が実施します。・・・」とあります。探査で反応が出た場合の確認作業となる確認探査も事業者の実施でしょうか。 | 異常点の確認探査も事業者が実施します。 |
| 17 | 要求水準書 | 50 | 第6 | 2 | (2) | ア | (ア) | | 市職員用事務室 | 事務用机(市職員用)、脇机(小型キャビネット)についてですが、備考にありますサイズは、旧JISサイズとなっておりますが新JISサイズで対応した方がよろしいでしょうか？ | 表中のサイズを参考に、新JISサイズでの対応としてください。 |
| 18 | 要求水準書 | 55 | 第7 | 3 | - | - | - | - | 開所式支援業務 | 「試食調理、配膳、下膳、洗浄、施設の清掃については、事業者の負担とし、試食に伴う食材費は、市が負担する」とありますが、開所式の会場設営等セレモニーに係る費用は貴市が負担されるとの認識でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |

新石川調理場整備運営事業 第2回要求水準書に関する質問に対する回答

【第2回要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年7月24日公表)

| No | 書類名 | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|-----------------------------|----|----|---|------|---|-----|---|-----------------------|--|--|
| 19 | 要求水準書 | 57 | 第8 | 1 | (8) | — | — | — | 事業期間終了時の要求水準 | 事業期間終了時の要求水準について、「2年以内は、建築物、建築設備、調理設備等の修繕・更新が必要とならない状態で本施設へ引き渡すこと。」とありますが、調理設備等とは【用語定義】の調理備品・施設備品・食器・食缶等について、含まれていないという認識でよろしいでしょうか。 | 施設備品及び調理備品については、使用可能な状態で引き渡すものとします。食器・食缶等については、要求水準書で規定する数量が使用可能な状態で引き渡しとします。 |
| 20 | 要求水準書 | 75 | 第9 | 1 | (13) | ア | — | — | 運営報告書 | 運営業務に関する日報・月報については、市指定の様式になりますでしょうか。市指定の様式の場合、開示していただくことは可能でしょうか。 | 市指定様式となります。現時点での開示は行いません。 |
| 21 | 要求水準書 | 79 | 第9 | 3 | (2) | キ | — | — | アレルギー対応食の提供 | アレルギー対応食の配送学校への受け渡し時間等を記載する用紙については、市指定の様式になりますでしょうか。市指定の様式の場合、指定の様式を開示していただくことは可能でしょうか。 | 市指定の様式はありません。配送後、学校側から受取った職員によりFAXによる確認となります。 |
| 22 | 要求水準書 | 82 | 第9 | 5 | (3) | キ | — | — | その他 | 『児童・生徒の嘔吐発生に備え、食器・食缶等を衛生的に処理…』とございますが、一次処理は学校側で行っていただけるとの認識で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 23 | 要求水準書 (6/9回答書 No.112) | 83 | 第9 | 6 | (1) | — | — | — | 残量調査業務 | 回答に「(残渣には)牛乳の飲み残しも含みます」とあります。一方、要求水準書の83ページには「残渣は、献立の種類ごとに計量・記録」とあります。牛乳の飲み残しは、どの食缶にいれて回収すればよいのでしょうか。いずれの食缶ももともと入っていた献立の残渣があれば、牛乳と混ぜることで「献立の種類ごとの計量・記録」はできないのでは、ないでしょうか。 | 年2回、沖縄県が実施する残量調査(5日間)については、実施学校の献立の種類ごとに計量・記録を行います。その際、牛乳・ごはん・パン等に関しては、別途ビニール袋等を使用します。なお、通常日の残渣については、一つの食缶で混在して計量します。要求水準書p.83の第9の6(1)残量調査業務を修正しました。 |
| 24 | 要求水準書 (6/9回答書 No.121) | - | - | - | - | - | - | - | 資料6 (参考)調理指示に関わる資料 | 11/17献立 手作りビーンズココア35gですが、資料5献立では手作りビーンズココアジャム、となっております。どちらを正と想定されていますでしょうか。また同献立のオムレツのきのこソースですが、水分量がない状態では小16.05g、中19.26gとなり、最大でも20g未満と想定してもよろしいでしょうか。ご教示ねがいます。 | 献立については、手作りビーンズココアジャムとなります。また、同献立のオムレツのきのこソースにつきましては、ご理解のとおりです。 |

新石川調理場整備運営事業 第2回様式集に関する質問に対する回答

【第2回様式集に関する質問書回答】

(令和5年7月24日公表)

| No | 書類名 | 頁 | - | 1 | (1) | ア | (7) | - | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|-----|----|---|---|-----|---|-----|---|--------------------|---|--|
| 1 | 様式集 | 30 | | | | | | | (様式5-1) 提案価格書 | 「委任代理人」とあります。これは様式2-4でいうところの「受任者」のことでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 2 | 様式集 | 30 | | | | | | | (様式5-1) 提案価格書 | 「事業場所」とあります。ここは、予定地の住所、うるま市石川2201番地を入れればよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 3 | 様式集 | 32 | | | | | | | (様式5-2) 提案価格内訳書 | 【サービス対価A】の【前払金払】については、設計業務及び工事監理業務は10分の3が上限とし、建設業務は10分の4が上限とするとございますが、これは前払金として事業者は請求することは可能なものか、前払金払(サービス対価A1)はゼロ円で、すべて出来高払(サービス対価A2)として請求する提案は問題無いという理解でよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。前払金を設定せず、全て出来高払いとすることも可能です。 |
| 4 | 様式集 | 32 | | | | | | | (様式5-2) 提案価格内訳書 | 【サービス対価A】の【前払金払】及び【交付金分】と【起債分】について、様式6-8②のうち、どの部分の金額を転記するのでしょうか。 つまり(様式5-2)において、サービス対価Aから【前払金払】を除いた残りである、サービス対価A2出来高分の金額と【交付金分】と【起債分】は一致させるものと思慮いたしますが、(様式6-8②)の交付金額と起債額は「サービス対価A」全体を示すものであるため、出来高相当を【交付金分】と【起債分】をどのように分解して、様式5-2に記載すれば良いかご教示ください。 | 様式5-2 サービス対価Aの「前払金分」には様式6-8②(C)①サービス対価A1(前払金)を記載してください。 様式5-2 サービス対価Aの「交付金分」には様式6-8②(C)②④を記載してください。 様式5-2 サービス対価Aの「起債分」には様式6-8②(C)③⑤⑥⑦を記載してください。 |
| 5 | 様式集 | 32 | | | | | | | (様式5-2) 提案価格内訳書 | 【サービス対価A】の【交付金分】と【起債分】の記載について、(様式6-8②)のうち、 「②(学校施設環境改善交付金)」 「③(交付金事業 学校教育施設等整備事業債)」 「④(沖縄振興特別市町村推進交付金)」 「⑤(沖縄振興特別市町村推進交付金関連起債)」 「⑥(合併特例債)」 「⑦(地方単独事業 学校教育施設等整備事業債)」 【交付金分】に記載すべきは②④、【起債分】に記載すべきは③⑤⑥⑦という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 6 | 様式集 | 32 | | | | | | | (様式5-2) 提案価格内訳書 | 「Ⅱ、提案価格(税抜)」のあとに「(①+②)」とありますが、③も足すということでよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。該当部分を修正しました。 |

新石川調理場整備運営事業 第2回様式集に関する質問に対する回答

【第2回様式集に関する質問書回答】

(令和5年7月24日公表)

| No | 書類名 | 頁 | - | 1 | (1) | ア | (7) | - | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|-----|----|---|---|-----|---|-----|---|---|--|--|
| 7 | 様式集 | 32 | | | | | | | (様式5-2) 提案価格内訳書 | II. ①サービス対価Aについて、「前払金分」には様式6-8②の①の合計欄、「交付金分」には同様式②+③+④の合計欄、「起債分」には同様式⑤+⑥+⑦の合計欄を記載すればよろしいでしょうか。 | 第2回様式集に関する質問書回答No. 4をご参照ください。 |
| 8 | 様式集 | | | | | | | | (様式6-8②) サービス対価A内訳書 | (様式5-2) 提案価格内訳書において【※3サービス対価A(起債分)は10万円単位とし、10万円未満を切り捨てること。】とございますが、 (様式6-8②) サービス対価A内訳書の以下の起債額算定においても 「③(交付金事業 学校教育施設等整備事業債)」 「⑤(沖縄振興特別市町村推進交付金関連起債)」 「⑥(合併特例債)」 「⑦(地方単独事業 学校教育施設等整備事業債)」 各年度、各起債で10万円未満の金額を切捨てして算定するというのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 9 | 様式集 | | | | | | | | (様式6-8②) サービス対価A内訳書 | 起債分は10万円未満切捨てとのことですが、(C) ③サービス対価A(交付金事業 学校教育施設等整備事業債)は、最後に「債」の文字はありますが交付金であり、円単位の記載とすることで相違ありませんでしょうか。 | 起債となります。第2回様式集に関する質問書回答No. 5をご参照ください。 |
| 10 | 様式集 | | | | | | | | (様式7-2) 点検等実施計画 | 様式7-2 点検等実施計画の「備考」の記載内容については、点検業務内容についての詳細を記載する認識でよろしいでしょうか。 | 業務内容の列に点検項目名を(空調機点検、電気設備点検)、備考は内容や回数についての補足を記載してください。 |
| 11 | 様式集 | | | | | | | | (様式7-5) 修繕・更新計画書 | 「様式7-5 修繕・更新計画書」にて、調理設備と施設備品を記載する項目がありますが、調理備品と食器・食缶等の更新計画もこちらの様式に記載する認識でよろしいでしょうか。また、もし異なる場合は、調理備品はどの様式に記載するのでしょうかご教授お願いいたします。 | 計画的に更新時期を設定できる場合は様式7-5に記載してください。 総額としてのみ記載する場合は様式8-10「運營業務費内訳書」の「3. 運営備品更新費」に記載してください。 なお、二重での記載はしないでください。 |
| 12 | 様式集 | | | | | | | | (様式7-5) 修繕・更新計画書 (様式9-3④) サービス対価D③修繕・更新費(固定費)内訳書 | 「7-5修繕・更新計画書」内の小項目にて細かく内訳が例として記載されておりますが、「7-5修繕・更新計画書」は「9-3④修繕・更新費(固定費)内訳書」の内訳詳細を記入する認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、「9-3④修繕・更新費(固定費)内訳書」は市からの支払のため、5年ごとに同額となりますが、「7-5修繕・更新計画書」は修繕計画を踏まえた各年度の想定金額を記載ください。 |

新石川調理場整備運営事業 第2回様式集に関する質問に対する回答

【第2回様式集に関する質問書回答】

(令和5年7月24日公表)

| No | 書類名 | 頁 | - | 1 | (1) | ア | (7) | - | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|-----|----|---|---|-----|---|-----|---|------------------------------------|--|---|
| 13 | 様式集 | | | | | | | | (様式8-10) 運営業務費内訳書 | 「年間費用」を記載することになりますが、変動費は各年度ごとに異なるため、記載する年間費用というのは運営業務のうち「固定費部分」を記載するという理解で問題ないでしょうか。 | 変動費を含めて、運営業務に係る年間費用として、事業期間を通じた年平均額を記載してください。 なお、市からの支払想定額は様式9-3②及び③に記載ください。 |
| 14 | 様式集 | | | | | | | | (様式8-10) 運営業務費内訳書 | 「8-10運営業務費内訳書」にて①～③までの年間費用をまとめて記載しても良いと書かれていましたが、今回①～④の配送業務を含む業務を同一の事業者で受託することを想定しており、人件費の振り分けが複雑になってしまいます。 ①～④までの年間費用をまとめて記載することを承認していただけますでしょうか。 また、もし承認いただけない場合につきましては、④配送業務の年間費用を分けて記載する意図をご教授いただけますでしょうか。 | ①～④までをまとめた費用を記載することを認めます。ただし、調理関係に関わる人員と配送に関わる人員数を内容・算出根拠欄に記載してください。 (分けていた意図は、人員配置として調理・洗浄と配送・回収は人員が異なると考えているためです。) |
| 15 | 様式集 | | | | | | | | (様式9-3①) 長期収支計画書 | 「※提案基準金利は0.091%とすること」とは、どのような意味でしょうか。 | 誤記になります。募集要項p.26に記載の「0.635%」になります。様式集を修正しました。 |
| 16 | 様式集 | | | | | | | | (様式9-3②) サービス対価D①学校給食調理固定費 内訳書 | 四半期の金額について、供用開始の翌年度(令和9年度)における四半期額について記載するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 17 | 様式集 | | | | | | | | (様式9-3②) サービス対価D①学校給食調理固定費 内訳書 | 脚注の二つ目に「A4判横型、横書き」とあります。「A4判縦型」で作成しても良いでしょうか。 | 認めます。 |
| 18 | 様式集 | | | | | | | | (様式9-3③) サービス対価D②学校給食調理変動費 内訳書 | 脚注の三つ目に「A4判横型」とあります。かなり文字が小さくなるので、「A3判横型で作成し、A4に折りたたむ」でも良いでしょうか。(様式9-3④との整合性を取るためにも) | 「A3判横型で作成し、A4に折りたたむ」としてださい。 |
| 19 | 様式集 | | | | | | | | (様式9-3④) サービス対価D③修繕・更新費(固定費)内訳書 | タイトルが「サービス対価D ④修繕・更新費(固定費)内訳書」とあります。様式集5ページの様式9-3④では「サービス対価D ③修繕・更新費(固定費)内訳書」と整合していません。 | 様式集p.5に合わせて様式9-3③を正とします。様式集を修正しました。 |
| 20 | 様式集 | 69 | | | | | | | (様式11) 設計・建設業務に関する図面集(表紙) | 下から2行目に「副本1/16」と「16」が赤字になっています。一方、様式集34ページには「副本1/15」のみです。①業務提案書と②図面集で部数が異なるという解釈で良いですか。 | 副本の部数は15部となります。p.69を「副本1/15」に修正しました。 |

新石川調理場整備運営事業 第2回様式集に関する質問に対する回答

【第2回様式集に関する質問書回答】

(令和5年7月24日公表)

| No | 書類名 | 頁 | - | 1 | (1) | ア | (7) | - | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|-----|---|---|---|-----|---|-----|---|--|---|---|
| 21 | 様式集 | | | | | | | | (様式11-3) 建物概要表 (様式11-4) 調理設備リスト (様式11-5) 各種備品リスト | 脚注に「A3サイズ横長で作成しA4に折りたたむこと」とあります。図面集は元々、A3判の横長ファイルに綴じ込むため、図面集同様に様式11-3～5もA3判のままが良いのではないのでしょうか。 あるいは、様式11-3以降は「図面」ではないので、図面集のA3判ファイルとは別なものにとじ込むのでしょうか。 | 様式11は図面集として、A3横のまま綴じてください。様式集を修正しました。 |
| 22 | 様式集 | | | | | | | | (11-4) 調理設備リスト (11-5) 各種備品リスト | 様式11-4と様式11-5について、「数量」の定義を伺います。 初期導入数量という認識でしょうか。それとも、15年間の更新を含めた数量という認識でしょうか。 | 初期導入数量を記載してください。なお、様式6-8①「初期投資費内訳書」のⅢ「VI. 調理設備工事」及び「IV. 各種備品調達等業務」の数値と整合を取ってください。 |
| 23 | 様式集 | | | | | | | | (様式11-6) 付保する保険 | 付保する保険の保険契約者は事業者ですが、ここも匿名で記載するでよろしいですね。また、SPCの場合は「SPC」と表記すれば良いですね。 | ご理解のとおりです。 |

新石川調理場整備運営事業 第2回事業契約書（案）に関する質問に対する回答

【第2回事業契約書（案）に関する質問書回答】

（令和5年7月24日公表）

| No | 書類名 | 頁 | 第1章 | 第1条 | 2 | (1) | ア | - | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|--------------|----|-----|------|---|-----|---|---|----------------|--|-------------------------------|
| 1 | 事業契約書 （案） | 11 | 第2章 | 第11条 | - | - | - | - | （基本設計の完了） | 念の為の確認ですが、基本設計図書の内容に係る貴市からの承諾の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 2 | 事業契約書 （案） | 11 | 第2章 | 第12条 | - | - | - | - | （実施設計の完了） | 念の為の確認ですが、実施設計図書の内容に係る貴市からの承諾の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 3 | 事業契約書 （案） | 12 | 第2章 | 第13条 | 4 | | | | （設計の変更） | 貴市にご負担を頂く、設計の変更起因し生ずる事業者の費用には、弁護士費用等の専門家コストや金融費用（ブレイクファンディングコストも含む。）も含まれるとの理解にてよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲と認められる限りにおいて、ご理解のとおりです。 |
| 4 | 事業契約書 （案） | 21 | 第4章 | 第31条 | 3 | | | | （工事の一時停止） | 貴市にご負担を頂く、工事の停止起因し生ずる事業者の費用には、弁護士費用等の専門家コストや金融費用（ブレイクファンディングコストも含む。）も含まれるとの理解にてよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲と認められる限りにおいて、ご理解のとおりです。 |
| 5 | 事業契約書 （案） | 22 | 第4章 | 第33条 | - | - | - | - | （工期変更の場合の費用負担） | 貴市にご負担を頂く、工事の変更起因し生ずる事業者の費用には、弁護士費用等の専門家コストや金融費用（ブレイクファンディングコストも含む。）も含まれるとの理解にてよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲と認められる限りにおいて、ご理解のとおりです。 |
| 6 | 事業契約書 （案） | 25 | 第4章 | 第38条 | - | - | - | - | （運営開始の遅延） | 貴市にご負担を頂く、供用開始日の遅延起因し生ずる事業者の費用には、弁護士費用等の専門家コストや金融費用（ブレイクファンディングコストも含む。）も含まれるとの理解にてよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲と認められる限りにおいて、ご理解のとおりです。 |
| 7 | 事業契約書 （案） | 42 | 第9章 | 第64条 | 1 | (1) | - | - | （引渡し日前の解除の効力） | 貴市よりお支払いを頂く本件施設の出来形部分については、①貴市のご確認を頂いた設計図書、②また、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費（SPC設立費用、金融費用等）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲と認められる限りにおいて、ご理解のとおりです。 |

新石川調理場整備運営事業 第2回事業契約書（案）に関する質問に対する回答

【第2回事業契約書（案）に関する質問書回答】

（令和5年7月24日公表）

| No | 書類名 | 頁 | 第1章 | 第1条 | 2 | (1) | ア | - | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|--------------|----|------|------|-----|-----|---|---|-----------------|---|--|
| 8 | 事業契約書 (案) | 42 | 第9章 | 第64条 | 1 | (1) | - | - | (引渡し日前の解除の効力) | 念のための確認ですが、違約金支払請求権とサービス対価（施設整備業務等）等との相殺が認められていますが、履行保証保険が付保されている場合には、当該相殺に先んじて、当該保証金又は保険金を違約金の支払に充当していただける理解でよろしいでしょうか。 | 相殺と保証金や保険金等の充当にかかる順位は市の任意で決定しますが、融資に際して支障が生じる場合は、融資金融機関と市が締結する協定において協議の上取り決めることを想定します。 |
| 9 | 事業契約書 (案) | 42 | 第9章 | 第64条 | 1 | (2) | - | - | (引渡し日前の解除の効力) | 貴市よりお支払いを頂く本件施設の出来形部分については、①貴市のご確認を頂いた設計図書、②また、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費（SPC設立費用、金融費用等）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲と認められる限りにおいて、ご理解のとおりです。 |
| 10 | 事業契約書 (案) | 44 | 第9章 | 第65条 | 4 | (1) | - | - | 本契約締結日以降引渡し日前まで | 念のための確認ですが、違約金支払請求権とサービス対価（施設整備業務等）等との相殺が認められていますが、履行保証保険が付保されている場合には、当該相殺に先んじて、当該保証金又は保険金を違約金の支払に充当していただける理解でよろしいでしょうか。 | 相殺と保証金や保険金等の充当にかかる順位は市の任意で決定しますが、融資に際して支障が生じる場合は、融資金融機関と市が締結する協定において協議の上取り決めることを想定します。 |
| 11 | 事業契約書 (案) | 61 | 別紙7 | 2 | (2) | | | | 普通火災保険 | 本事業はBTO方式により本施設完成後に所有権が貴市に移転いたしますが、貴市にて本施設の火災保険・共済等に加入されますでしょうか。事業者が火災保険を付保した場合は、その保険金請求権について融資金融機関が担保権を設定することが通例かと存じます。貴市にて加入される場合でも、事業者も同様の保険の付保が必要でしょうか。 | 前段について、市が全国市有物件共済会へ加入します。後段について、本事業では火災保険の付保を事業条件としています。なお、火災保険の付保と同等の効果がある手法を提案することも可能です。 |
| 12 | 事業契約書 (案) | 70 | 別紙13 | - | - | - | - | - | 法令変更による費用の負担割合 | 「②事業者の利益に課される税制度に関するもの」、「④①から③まで以外の法令の新設・変更の場合」について、事業者負担割合が100分の100となっておりますが、税制度や法令等の新設や変更は事業者サイドでは予見できない、かつ事業者サイドに帰責があるものではないと認識しておりますため、①③と同様に基本的には貴市のご負担としていただけないでしょうか。困難な場合には、負担割合について貴市と事業者間にて事前に協議の場を設けていただく等のご対応をご検討をいただけますと幸いです。 | 第62条の適用がある場合には、同条第1項に基づき協議します。 |

新石川調理場整備運営事業 第2回その他質問に対する回答

【第2回その他に関する質問書回答】

(令和5年7月24日公表)

| No | 書類名 | 頁 | 第 1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|---|----|-----|---|-----|---|-----|----|---------|--|---|
| 1 | 実施方針 (別添資料5) (3/15回答書 NO. 121) | 25 | — | — | — | — | — | 15 | 不可抗力リスク | 実施方針に関する質問書（令和5年2月15日）No.95回答 「道路側溝(市にて整備予定)に接続を想定していま す。」とあります。建物及び敷地の雨水排水の接続先の 前面道路の市道石川70号線側溝は集中豪雨等の災害に対 応し整備する考えて宜しいでしょうか。 また、集中豪雨は通常の見え可能な範囲又は超える範囲 どちらとお考えでしょうか。 | 市道70号線拡幅工事において、事業用地側に側溝を整 備する予定です。当該側溝については、「土木工事設計 要領」に基づき降雨確率年を「3年」として断面算定す る計画です。 |